

2011年4月1日

電子的雑誌に関する肖像権等の権利処理ガイドライン

- 1 本ガイドラインは、(社)日本雑誌協会加盟社が発行する雑誌における、契約に基づき雑誌制作に参加するタレントの氏名・肖像権並びにパブリシティの権利等(以下、パブリシティ権等という)の取り扱いについて定める。

ここでいう氏名・肖像権とは、無断で撮影されたり、自己の氏名・肖像等が無断で使用され又は公表されない主として人格的な権利のことをいい、パブリシティの権利とは氏名・肖像等の持つ経済的価値(パブリシティ価値)をコントロールする財産的権利をいう。

なお、本ガイドラインは、事前にタレントの所属プロダクションに告知され承認を得ることにより、雑誌発行者と所属プロダクションとの間の契約を構成するものとなる。

- 2 本ガイドラインにおける「雑誌」とは、印刷物として雑誌コードが付され、刊行されるもの、「電子的雑誌」とは、その「雑誌」の全部又は大部分を内容を改変せずして電子的媒体により送信するもの、及び当該「雑誌」の表題を冠して「雑誌」中の記事(写真等を含む)を内容を改変せずして電子的媒体により送信するものをいう。内容を改変しない電子的媒体による送信は、印刷物のレイアウトを再現しない形式のものを含む。

- 3 前項の電子媒体による送信には、当該雑誌発行者が自ら行うものの他、雑誌発行者から許諾された第三者によるものを含む。

- 4 「雑誌」と「電子的雑誌」とは別媒体であることに鑑み、「電子的雑誌」の発行にあたっては当該「雑誌」の発行とは別にあらためてパブリシティ権等の権利者の許諾を得るものとする。

- 5 前項の許諾に対する対価は、「雑誌」と「電子的雑誌」とで別途に算出する。

- 6 前項の特例として、このガイドライン発効の日から1年間を実証実験期間とみ

なし、その期間は「電子的雑誌」についての許諾の対価は原則として無償とする。
ただし、この実証実験期間は双方の合意により1年毎に更新出来るものとする。
なお、配信期間は3か月とする。

7 以下の各号の場合は、前項にかかわらず、雑誌発行社は、パブリシティ権等の権利者と別途個別に協議して決定したところに従う。

- (1) 「雑誌」に掲載された素材以外のものを「電子的雑誌」に使用する場合
- (2) 「雑誌」に掲載された素材をデジタル配信に部分的に使用する場合
- (3) 第6項の配信期間を超えて配信する場合
- (4) 本ガイドライン制定以前に発行された「雑誌」につき「電子的雑誌」を発行する場合
- (5) 写真、記事に本文、絵とき等がない情報をリンクして付加する場合

8 本ガイドラインの規定は、従来の印刷物における慣習に影響を及ぼすものではない。また、電子的媒体における利用は、現在まだ定着しているとは言えず、その形態の変化も激しいことが予想されることに鑑み、本ガイドラインは、(社)日本雑誌協会及び(社)日本音楽事業者協会その他のパブリシティ権等の権利者並びにその関係者により、「雑誌」及び「電子的雑誌」の売上状況などの具体的データを共有しつつ、定期的に見直しを行うものとする。